

民間部門の活性化を目指すサウジアラビア

開発経済調査部 主任研究員 九門康之
yasuyuki_kumon@iima.or.jp

はじめに

サウジアラビアは国家戦略「ビジョン2030」¹の施策の一つとして「民間部門のGDPにおける貢献比率を40%から65%に拡大する」²と発表した。これは、民間部門を活性化し、政府主導から民間主導の経済に転換することを意味している。サウジアラビアで民間部門の比率が上昇することは何を意味するのであろうか。本稿ではサウジアラビアの財政の現状を簡単にみた上で、民間部門活性化の内容を整理し、ビジネスへの影響を考える。

1. 現状

サウジアラビアをはじめとする中東産油国では、原油価格が上昇すると歳入が増加し、それを受けて歳出も増加するため経済成長が高まる。しかしながら、原油価格が低下すると歳入が減少して財政赤字に直面し、歳出削減策で対応することから景気のブームが終了する、という循環を繰り返す。

2014年にサウジアラビアの財政収支は赤字に転落した。2009年のリーマンショックによる世界景気の低迷が原油価格を低下させ、石油輸出に依存する同国の歳入を直撃したためである。その対策として、財政の健全化と石油輸出に依存しない経済を目指し「ビジョン2030」が策定された。

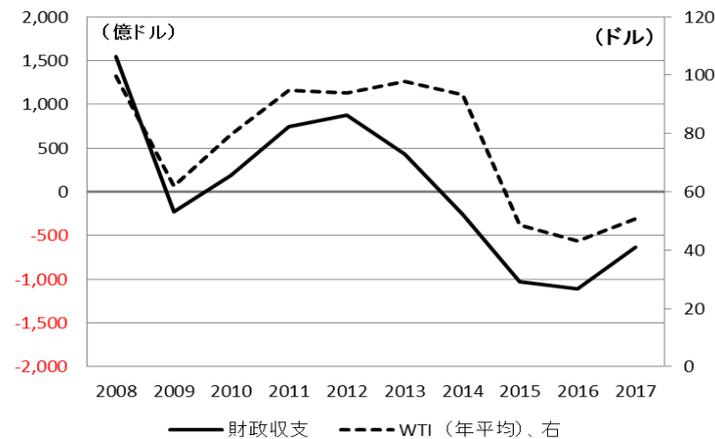
2017年のサウジアラビアの財政は、歳入6,220億サウジアリアル³の70%を石油の輸出代金が占めており、収支はほぼ原油価格と連動している(図1)。他方、同年の非石油収入は1,860億サウジアリアルであった。その内税金は870億サウジアリアルと歳入全体の14.0%であり、税率(税収の対GDP比率)はわずか3.4%であった。税収が歳入の中心である多くの国と比べるとサウジアラビアの税率は低い。OECD加盟国平均の税率は34.3%である³。1人あたりGDPがサウジアラビア(約21,000ドル)とほぼ同水準のチェコ(税率34.0%)やポルトガル(同34.4%)と比べるといかにサウジアラビアの税収が小さいかがわかる。

¹ 2016年4月にサウジアラビア経済開発評議会(議長、ムハンマド・ビン・サルマーン皇太子)が発表した国家戦略。社会、経済、国家のそれぞれの分野で2030年までの達成目標を示した。

² 実質GDPベース、2010年価格による。

³ OECD Data, "Tax Revenue 2016"

図 1：原油価格（WTI）とサウジアラビアの財政収支



(資料) サウジアラビア財務省、EIA

2. 民間部門の活性化

民間部門の活性化は、経済の中心を政府から民間企業に移転させることを意図している。その第一歩として、2018年4月、サウジアラビア経済開発評議会は民営化実施計画⁴を発表した。計画では、2020年までの目標として、国営企業民営化に伴う経済活性化によりGDPを138億サウジリアル（2017年GDPの0.5%）押し上げ、国営企業の売却代金を総額350～400億サウジリアル（2018年度予算の5.1%）得るとしている。また、最大330億サウジリアル（同3.4%）の歳出削減を目標としている。民営化の具体的候補としては、淡水化公社（SWCC）、港湾施設、製粉所、郵便（Saudi Post）、スポーツクラブを挙げている。なお、昨今話題になっていたサウジアラムコ上場は本計画に含まれていない⁵。

民営化には、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）も含まれる。民営化実施計画によれば、14の案件（総額240～280億サウジリアル）が対象となる。対象分野は、教育、運輸、エネルギー、水・環境、医療を挙げている。今年7月にPPP法のドラフトが策定されたが、公布時期は未定である。

民間部門の活性化は、海外からの直接投資（FDI）の増加につながるとの期待もある⁶。ビジネスインフラを改善し、海外の民間企業が投資しやすい環境が作られるからである。サウジアラビアへのFDIは2004年以降急上昇し、2009年まで大きく拡大した（図2）。これは、原油価格が上昇を続けた時期に一致しており、石油関連産業のサウジアラビアへの進出が拡大したためと思われる。その後、世界景気の低迷により投資は減少し2016年には75億ドルにとどまっている⁷。

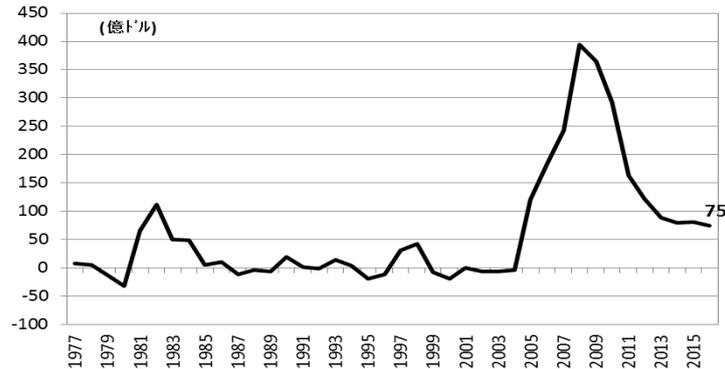
⁴ Vision Realization Program, “Privatization Program Delivery Plan 2020”, April 2018

⁵ 上場による調達金額は1,000億ドルといわれていたが、見送りと報道された。（2018年8月23日付け日本経済新聞）。

⁶ Jadwa Investment, “Privatization and Vision 2030”, June 2018

⁷ サウジアラビアへの投資が進まない理由として、OECDは、法的制限等が外国企業進出の障害になっていると指摘している（OECDホームページの“FDI Regulatory Restrictive Index”を参照）。

図2：サウジアラビアへの海外からの直接投資（FDI）



(資料) 世界銀行

3. ビジネスへの影響

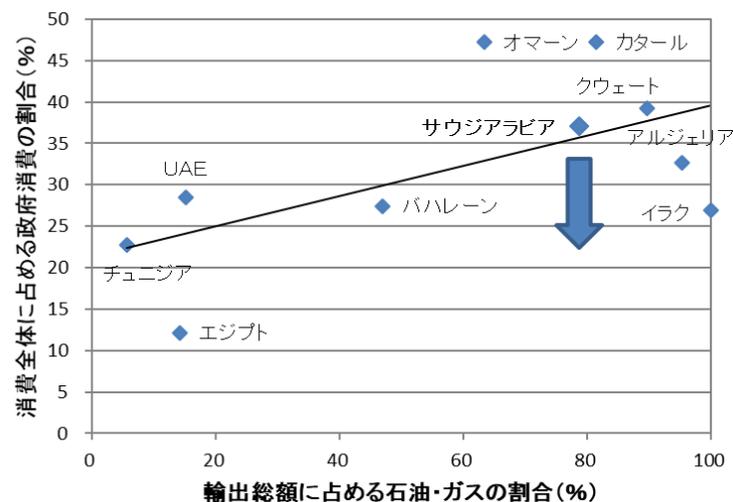
民間部門が活性化すると何が変わるのであろうか。以下、ビジネスが行われるサウジアラビアの視点と、ビジネスに参入する企業の視点の双方を念頭に考察する。

(1) ビジネスの主体の変化

民間部門が小さい国においては、政府が国内消費の中心にある。歳入を石油・ガスの輸出に依存している国においてはこの傾向が顕著である。図3は輸出に占める石油・ガスの比率が高い国ほど、当該国の消費全体⁸に占める政府消費の割合が高いことを示している。

これらの国では主なビジネスの主体は政府（もしくは政府系機関）である。サウジアラビアはこの現状を変更しようとしている。すなわち、民間部門の活性化でビジネスの主体は政府から民間企業にシフトすると想定される。

図3：石油・ガス輸出額と政府支出の関係



(資料) Organization of Islamic Cooperation

⁸ GDP 統計上の個人消費と政府消費の合計。

(2) 競争原理の導入

民間部門主体の経済になれば、競争がビジネスの前提となる。これは、海外からサウジアラビアのビジネスに参入しようとする企業だけでなく、国内において商品やサービスを提供する民営化後の企業にも適用される。すなわち、民営化後は競争力をつけるためにサウジアラビア側にも企業努力が求められることになる。仮に、民営化された企業が競争にさらされないように政府が保護したとすると、ビジネスの主体が政府から企業に移転しただけで、経済の活性化効果は薄くなるであろう。

(3) 税収の拡大

民間部門活性化の狙いの一つは政府の歳入拡大である。先にみたように、サウジアラビアの税収率は低い。政府の非石油収入を拡大するために税収の増強をめざしており、2018年1月から付加価値税（5%）が導入されている。民間企業が増えることにより、課税の対象は広がる。現在の法人税率は、自国民（サウジアラビア人）保有部分（ザカート税 2.5%）と外国人保有部分（20%）とで異なっている。今後、民間部門が拡大する中で、法人税の自国民・外国人での格差が議論される可能性もある。

4. おわりに

サウジアラビアは石油輸出代金を国民に配分する、いわゆるレンティア国家からの脱却を図ろうとしている。そのための国家戦略が「ビジョン 2030」であり、民間部門の活性化はその主要部分である。

政府機関の民間部門への転換は、形式としては単純であるが、実際の運営面では競争原理の導入、公平性の実現などビジネス慣習そのものの変革が必要である。すなわち、海外からの参入者だけではなく、変革しようとするサウジアラビア側にも痛みを伴うものである。他方、民間部門活性化のプロセスの中で、サウジアラビアの特別性が排除されていけば、外国からの参入が容易になるなど幅広いメリットが生まれてくる。

今後、民間部門の活性化がどのような道筋を辿るのか、またどの程度まで達成されるのか、目標である2030年に向けて変化を見守りたい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>